

美里町新中学校開校準備委員会協議結果報告書

会 議 名	第 1 0 回 P T A ・ 通 学 検 討 部 会								
日 時	令和 6 年 5 月 1 6 日（木） 1 9 時から								
場 所	中央コミュニティセンター 3 階 大ホール								
協 議 内 容									
新中学校の P T A について									
協 議 結 果									
1 新中学校 P T A 会則（案）の修正について 各中学校の教頭先生に美里町立美里中学校 P T A 会則（案）を確認いただき、以下の意見があったため、一部内容を修正しており、その内容の確認を行った。（別紙参照） 【意見内容】 開校初年度の新中学校 P T A 役員については、現在のそれぞれの中学校の令和 6 年度役員から選出することとなっており、各学校から会計監査を 1 名ずつ選出した方が良く考えるため、会計監査の保護者の人数を 2 名から 3 名にさせていただいた方が良い。									
2 新中学校 P T A 会則（案）の内容確認について P T A 会則（案）の内容について協議を行い、以下の意見があったことから、次回以降の会議において内容の見直しを行い、引き続き協議を行うこととした。 【意見内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>意見内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 会員について （会則（案）第 5 条～第 7 条） </td><td> ○任意加入であることは前提であると思うが、あえて会則で示さなくても良いのではないか。 ○P T A に加入したくないという保護者の理由は、会費と役職の負担が大きいことだと考えられる。 役職については、現時点の会則（案）において大幅に人数を減らしているため、会費を無くせば、加入意欲が高まるものと考ええる。 </td></tr> <tr> <td> 役員について （会則（案）第 9 条） </td><td> 役員は保護者で構成されることとなっているが、入出金の事務などがあるため、会計には学校事務職員も入れた方が良くはないか。 </td></tr> <tr> <td> 役員の選出について （会則（案）第 1 0 条） </td><td> 初年度は各中学校区から選出することで良いと思うが、令和 8 年度以降は地区ごとで人数も違うことがあるため、柔軟に対応できるように地区ごとではなく、全体の中から役員の推薦で決めることにしても良いのではないか。 </td></tr> </tbody> </table>		項 目	意見内容	会員について （会則（案）第 5 条～第 7 条）	○任意加入であることは前提であると思うが、あえて会則で示さなくても良いのではないか。 ○P T A に加入したくないという保護者の理由は、会費と役職の負担が大きいことだと考えられる。 役職については、現時点の会則（案）において大幅に人数を減らしているため、会費を無くせば、加入意欲が高まるものと考ええる。	役員について （会則（案）第 9 条）	役員は保護者で構成されることとなっているが、入出金の事務などがあるため、会計には学校事務職員も入れた方が良くはないか。	役員の選出について （会則（案）第 1 0 条）	初年度は各中学校区から選出することで良いと思うが、令和 8 年度以降は地区ごとで人数も違うことがあるため、柔軟に対応できるように地区ごとではなく、全体の中から役員の推薦で決めることにしても良いのではないか。
項 目	意見内容								
会員について （会則（案）第 5 条～第 7 条）	○任意加入であることは前提であると思うが、あえて会則で示さなくても良いのではないか。 ○P T A に加入したくないという保護者の理由は、会費と役職の負担が大きいことだと考えられる。 役職については、現時点の会則（案）において大幅に人数を減らしているため、会費を無くせば、加入意欲が高まるものと考ええる。								
役員について （会則（案）第 9 条）	役員は保護者で構成されることとなっているが、入出金の事務などがあるため、会計には学校事務職員も入れた方が良くはないか。								
役員の選出について （会則（案）第 1 0 条）	初年度は各中学校区から選出することで良いと思うが、令和 8 年度以降は地区ごとで人数も違うことがあるため、柔軟に対応できるように地区ごとではなく、全体の中から役員の推薦で決めることにしても良いのではないか。								

項 目	意見内容
専門委員会について (会則(案)第22条)	○現在はすべての会員が選択した専門委員会に所属することとなっているが、クラスごとに振り分けた方が人数のバランスが取れるのではないかな。 ○全ての委員が所属する形ではなく、各専門委員会の活動について、各事業推進委員が呼びかけを行い、全体の中から参加できる人が参加する形の方が良いのではないかな。 ○会則はこの内容で良いと思うが、保護者へ説明する際には、各専門委員会の活動内容を具体的に示した方が良いと考える。
会費について (会則(案)第26条～第29条)	県PTAの負担金などの費用について、学校徴収金や町の補助金などにより費用負担することができれば、会費なしにすることができないのではないかな。
弔慰金・見舞金について (会則(案)第33条)	「会員及びその配偶者」という記載があるが、配偶者も保護者として会員になると思われるので、「及びその配偶者」の記載は無くても良いと思う。

そ の 他

【その他の意見】

その他、以下の意見があったため、内容の確認を行い、整理を行うこととした。

○部活動に対する補助については、加入者のみから徴収するという案が示されているが、部活動は生徒会組織の中にあるため、現在は、学校徴収金である生徒会費の中から各部活動に対して予算をつけている。新中学校の部活動に対する補助費についても、生徒会費として一律に徴収した上で、配分することが良いと考える。

○PTA以外にも「手をつなぐ親の会」という組織があるので、その内容についても整理する必要があると思う。

【次回日程】

○日程 後日日程調整(令和6年7月22日の週の参加者が多い日19時から)

○会場 中央コミュニティセンター2階 第三研修室(予定)